

## 長野県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、長野県における地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定による長野県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2 知事は、法第37条第1項に規定するもののほか、次の各号のすべての要件に該当する者のうちから推進員を委嘱するものとする。

- (1) 長野県内に在住または生活の本拠地があり県内の地域において活動できる者
- (2) 満18歳以上（委嘱年度の4月1日現在）の者

2 知事は、推進員を委嘱したときは、当該推進員に委嘱状（様式第1号）及び長野県地球温暖化防止活動推進員証（様式第2号）を交付するものとする。

3 推進員の委嘱を希望する者は、別に定める長野県地球温暖化防止活動推進員募集要領に示す「長野県地球温暖化防止活動推進員応募申込書」を知事に提出するものとする。

### (委嘱期間)

第3 推進員の委嘱期間は、委嘱した日から2年以内とする。ただし、前期の活動状況を考慮することによる再委嘱は妨げない。

### (委嘱の解嘱)

第4 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
- (2) 本人から推進員を辞退する旨の申し出があった場合
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなった場合
- (4) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められる場合（第7の活動報告を提出しない場合を含む。）

2 推進員は、前項の規定によりその委嘱が解かれたときは、直ちに長野県地球温暖化防止活動推進員証を知事に返却しなければならない。

### (報酬)

第5 推進員の活動については、無報酬により行うものとする。

### (業務)

第6 推進員は、法第37条第2項に規定により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化防止活動に関し、地域における講習会等を通じ県民への普及啓発、情報提供及び協力をを行うことにより、県民計画における目標達成に向けて取り組むこと。
- (2) 地域における地球温暖化対策のためのネットワークづくりの推進に関すること。
- (3) 国、県、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）等が主催するイベントへの協力をを行うこと。
- (4) その他地球温暖化対策に関し、必要な活動を行うこと。

（報告）

- 第7 推進員は、毎年4月15日までに、前年度における活動状況の報告について、長野県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式第3号）により県センターに提出しなければならない。
- 2 県センターは、前項の報告書を取りまとめ、知事に報告しなければならない。

（庶務）

- 第8 推進員に関する庶務は、県センターにおいて処理する。なお、推進員の委嘱に関しては、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室において処理する。

（補則）

- 第9 この要綱に定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年3月28日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年8月31日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号) (第2関係)

# 委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第37条第1項の規定に基づき長野県地球温暖化防止活動推進員を委嘱します

委嘱期間は、令和〇年〇月〇日までとします

令和〇年〇月〇日

長野県知事 阿 部 守 一

(様式第2号) (第2関係)

(表)

(裏)

<p style="text-align: center;"><b>長野県地球温暖化防止活動推進員証</b></p> <p style="text-align: right;">No.〇〇</p> <p>氏名 〇〇 〇〇</p> <p>上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条第1項に基づき委嘱された、長野県地球温暖化防止活動推進員であることを証明します （委嘱期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">長野県知事 阿部 守一</p>	<p>長野県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策に関する知識を広め、地域での温暖化防止活動を支援するための活動を行います。</p> <p>【注意】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この推進員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>この推進員証の記載事項を書き直すことはできない。</li><li>推進員の委嘱が解かれたときは、この推進員証を直ちに知事に返却しなければならない。</li></ol>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(様式第3号) (第7関係)

## 長野県地球温暖化防止活動推進員 活動報告書 (令和〇年度)

令和〇年〇月〇日

推進員氏名 \_\_\_\_\_

月日	項目	活動内容	活動場所	対象者	人数	備考

※「項目」欄には、裏面をご参照の上、該当する数字（「1」「2」「3」「4」のいずれか）をご記入ください。

活動を通じての感想、センター・県・市町村への要望、伝達事項等

## 【記入における留意事項】

この活動報告書には、地域において地球温暖化防止のために取り組んだ活動実績を具体的に記入してください。

なお、活動内容については、以下の項目別に記入してください。

- 1 地球温暖化防止に関する講習会など普及啓発や情報提供等の活動  
例：学校、自治会、企業、地域協議会等における講師やアドバイザー  
家庭における日常生活でできる地球温暖化対策の重点普及と指導・助言  
家庭の省エネ診断の普及
- 2 地球温暖化防止活動に関し、地域における県民への情報提供・協力及びネットワークづくりの推進
- 3 国、県、市町村、センター等が主催するイベントへの協力
- 4 その他

※項目欄に、該当する数字（「1」「2」「3」「4」のいずれか）を記入ください。